

病院予約システム導入事業公募型プロポーザル実施要領

この実施要領は、病院予約システム導入事業に係る公募型プロポーザル方式により同システムを導入する事業者を決定するために必要な事項を定めるものである。

1 目的

本事業は、本院及び地域の医療機関の医療連携を推進するため、地域の医療機関から本院への診療予約に係る業務の効率化・省力化や患者サービスの向上を目的に病院予約システムを導入することを目的とする。

2 事業概要

- (1) 事業名
病院予約システム導入事業
- (2) 事業内容
別紙「病院予約システム導入事業仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 事業期間
 - ① 導入期間は、契約締結の日から2か月間を目安とする。
 - ② 利用期間は、5年間（12か月に満たない年も1年とする。）を基本とする。ただし、本院において本事業に係る翌年度以降の歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、契約は解除するものとする。
- (4) 予定事業費（消費税額及び地方消費税額を含まない。）
 - ① 導入費用：700,000円
 - ② 月額利用料（保守料）：70,000円
- (5) 米沢市立病院概要（令和6年1月1日現在）
 - ① 病床数：263床（集中治療センター18床、一般病床245床）
 - ② 標榜診療科数：38科
 - ③ 職員数：616人（常勤職員数：460人、非常勤職員数：156人）
 - ④ 医師数：54人（常勤職員数：45人、非常勤職員数9人）
 - ⑤ 入院患者数：63,469人、外来患者数：99,517（4月～12月）
 - ⑥ 紹介率：74.8%、逆紹介率133.8%（4月～12月）

3 事業者の選定方式

公募型プロポーザル方式

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、参加表明をする時点で、次に掲げる資格要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者でないこと。
- (2) 対象事業に対応する種目について、米沢市契約規則（昭和53年米沢市規則第5号）第23条第2項に規定する米沢市指名競争入札参加者登録簿（以下「登録簿」という。）に登録されている者であること。

ただし、登録簿に登録されていない者については、参加表明期限の日までに本事業に係る参加資格審査申請書等の必要書類を提出し、正式に受理された場合は参加資格

を有するものとする。

- (3) 米沢市競争入札参加資格者指名停止規程(平成6年米沢市告知66号)に基づく本市の指名停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続き開始の申立てが行われたもの又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てが行われたものでないこと。
- (5) 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、又は破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 米沢市暴力団排除条例(平成24年米沢市条例第1号)第2条に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (7) 米沢市税、法人税、消費税及び地方消費税に滞納がないこと。
- (8) その他必要と認める事項

5 参加資格申請

「4 参加資格要件(2)」のただし書きにおいて、登録簿に登録されていない者は、次の書類を提出すること。

ただし、この申請が正式に受理された場合においても、参加資格は本事業に限られるものであり、登録簿に登録されるものではないことに留意すること。

(1) 提出書類

- ① 参加資格審査申請書(様式1)
- ② 経営状況調書(様式2)
- ③ 許認可一覧表(様式3)
- ④ 営業所一覧表(様式4)
- ⑤ 委任状(様式5)
※代理人(支店・営業所等)に契約等を委任する場合は提出すること。
- ⑥ 使用印鑑届(様式6)
※契約等に実印以外の印鑑を使用する場合は提出すること。
- ⑦ 指名停止等措置状況調書(様式7)
- ⑧ 履歴事項全部証明書(法務局で発行する証明書)
※令和6年4月1日以降に発行のもの。
- ⑨ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書(税務署で発行する証明書)
※令和6年4月1日以降に発行のもの。
- ⑩ 完納証明書又は法人住民税納税証明書(区市町村で発行する証明書)
※令和6年4月1日以降に発行のもの。
- ⑪ 印鑑登録証明書
※令和6年4月1日以降に発行のもの。
- ⑫ 暴力団排除に関する誓約書(様式第2号の3)
- ⑬ 直近年度の財務諸表
※貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書又は損益計算処理書

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出方法

「6 参加表明書等の提出」に定める提出書類に同封して、参加表明書等の提出期間

内に提出すること。

6 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加事業者」という。）は、次により参加表明書等を提出すること。

なお、提出期間内に参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件を満たしていないと認められた者は、本プロポーザルに参加することができない。

(1) 提出書類

様式を指定したもの以外は任意の様式とする。

- ① 参加表明書（様式 8）
- ② 会社概要書（様式 9）
※会社パンフレット等を添付すること。
- ③ 事業実績調書（様式 10）
- ④ 事業実施体制調書（様式 11）
- ⑤ 配置予定従事者調書（様式 12）

(2) 提出部数

各 1 部

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送の場合は、特定記録、簡易書留又は書留のいずれかによることとし、提出期間内に必着とする。

(4) 提出期間

令和 7 年 3 月 25 日（火）から令和 7 年 4 月 9 日（水）まで
持参する場合は、平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

(5) 提出先

「15 事務局」のとおり

(6) 参加資格審査

提出された書類等について、事務局で参加資格を審査し、資格適合者には令和 7 年 4 月 14 日（月）まで（予定）企画提案書等の提出依頼及びプレゼンテーション参加要請書を電子メールで通知する。

7 企画提案書等の提出

仕様書の事業内容を踏まえ、次の要領で企画提案書等を提出すること。

(1) 提出書類

様式を指定したもの以外は任意の様式とし、A4 判縦長横書き両面とすること。

- ① 企画提案書等提出届（様式 13）
- ② 企画提案書（任意様式）
 - ア 企画提案書は、概ね 20 ページ以内とすること。
 - イ 説明は文章をもって具体的にわかりやすく記載し、表やイメージ図等は説明文章の補足として用いること。表や図のみでの説明は認めない。
 - ウ 補足資料等で A3 判の用紙を使用する場合は、横折込とすること。
 - エ 参加事業者を特定することができるような内容（社名等）の記載は行わないこと。
 - オ 有料のオプション機能を提案する場合は、その機能や金額が分かるように記載すること。

カ 本事業に係る契約の終了又は解除などにより、別の病院予約システムへの変更があった際のデータ移行について、本システムから提供できるデータの内容が分かるように記載すること。

③ 見積書（様式14）

ア 本院が導入する場合の導入費用及び月額利用料を記載すること。ただし、消費税額及び地方消費税額を含まないこと。

イ 有料のオプション機能は、導入費用及び月額利用料にその金額が含まれている場合に限り、本プロポーザルの評価対象となるので留意すること。この場合において、【備考】欄に評価対象としたい有料のオプション機能を明記すること。

ウ 複数病院で本システムを一括導入すると仮定し、病院が追加されるごとに導入費用及び月額利用料の減額が可能な場合は、1病院から2病院まで（本院を含まない。）の幅で追加されることを想定して、減額の内容を分かりやすく【備考】欄に記載すること。この場合において、追加される病院は、本院と同規模を前提に金額を記載すること。なお、この内容も評価の対象となるので留意すること。

エ 本システムから別システムへの変更に伴うデータ移行の際に、追加で費用が発生する場合は、【備考】欄に追加の金額が分かるように記載すること。なお、この内容も評価の対象となるので留意すること。

オ 【備考欄】が不足する場合は、別葉での資料提出を可とする。

(2) 提出部数

① 正本1部（①企画提案書等提出届（様式13）及び③見積書（様式14）は代表者印押印のもの）

② 副本6部（正本の写し）

③ 提出書類一式を保存した電子媒体（CD-ROM等）1枚

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送の場合は、特定記録、簡易書留又は書留のいずれかによることとし、提出期間内に必着とする。

(4) 提出期間

令和7年4月14日（月）から令和7年4月18日（金）まで

持参する場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

(5) 提出先

「15 事務局」のとおり

(6) その他

① 企画提案書は、1参加事業者につき1提案とする。

② 本プロポーザルの参加に要する一切の費用（企画提案書作成費、交通費等）は、参加事業者の負担とする。

③ 提出された企画提案書等の書類は、参加事業者に返却しない。

④ 提出された企画提案書等の訂正及び追記は認めない。

⑤ 提出された書類は、参加事業者の審査に必要な範囲において、本院で複製を作成することができる。

⑥ 企画提案書の著作権は参加事業者に帰属する。ただし、契約候補者として選定された企画提案書については、本プロポーザルに関する報告や公表等のために必要な場合は、本院が利用できるものとする。

⑦ 提出書類に用いる言語は、日本語とする。

8 質問の受付及び回答

本事業に関し質問がある場合は、質問書（様式15）により提出すること。

なお、電話、FAX、来訪による口頭又は持参での質問及び提出期限を過ぎた場合の質問は受け付けない。

(1) 提出期限

令和7年4月1日（火）午後5時15分まで

(2) 提出方法

質問書（様式第15号）により電子メールにて提出すること。

※電子メールの件名に「病院予約システム導入事業公募型プロポーザル質問書」と明記のうえ送信し、送信後に受信確認のため事務局へ電話連絡（平日の午前8時30分から午後5時15分まで）を行うこと。

（電子メール）bsoumu-ka@city.yonezawa.yamagata.jp

（電話番号）0238-22-2450（内線2122）

(3) 回答

令和7年4月4日（金）までに米沢市立病院公式ホームページに質問に対する回答を掲載する。なお、質問者の氏名等は記載しない。

9 契約候補者の選定方法

(1) 選定方法

① 契約候補者の選定は、「病院予約システム導入事業公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置し、別表「評価基準」に基づき審査を行う。

② 審査委員会は、審査委員の評価点の合計得点が最高得点の者を契約候補者として選定し、次に合計得点が高い者を次点者とする。ただし、審査委員の評価点の合計得点を審査委員人数で除した点数が配点合計（100点）の5割に満たない場合は、契約候補者としめないものとする。

③ 企画提案書を提出した参加事業者が1者であっても、審査委員の評価点の合計得点を審査委員人数で除した点数が配点合計（100点）の5割以上の場合は契約候補者として選定する。

④ 審査委員会の審査は非公開とし、選定結果に対する異議申し立ては受け付けない。

(2) 選定結果の通知

選定結果については、企画提案のあった全参加事業者に対して電子メール及び書面にて通知するとともに、米沢市立病院公式ホームページにおいて公表する。

10 プレゼンテーション

(1) 実施日時及び場所

令和7年4月24日（木）予定

※実施日時及び場所の詳細は、プレゼンテーション参加要請書に記載し通知する。

(2) 実施時間

1事業者につき30分程度とする。

（企画提案書の説明を15分以内とし、その後、質疑応答を15分程度設ける。）

(3) 参加人数

1参加事業者につき3名以内とし、本事業を担当する事業責任者を含めることとする。

(4) その他

- ① プレゼンテーションは、非公開とする。
- ② プレゼンテーションでは、パソコンを使用することができる。大型モニター及び HDMI ケーブルは本院で準備するが、パソコンは参加者が持参すること。
- ③ プレゼンテーションは、提出した企画提案書をもとに表記順に行うものとし、企画提案書以外の資料等を用いた説明は認めないので留意すること。

11 失格事項

本プロポーザルの参加事業者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「4 参加資格要件等」を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為や著しく信義に反する行為があった場合
- (4) 契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- (5) プレゼンテーションに正当な理由が無く参加しなかった場合

12 プロポーザルの中止等

やむを得ない理由により、本プロポーザルを実施できないと本院が判断したときは、中止又は取り消す場合がある。

その場合、本プロポーザルの準備に要した経費を本院に請求することはできない。

13 契約

(1) 契約方法

契約候補者と事業内容について交渉し、仕様書を確定させた上で、見積合わせを行い、随意契約の手続きにより契約を締結する。

ただし、上記の交渉が不調に終わったときは、次点の参加事業者と同様の交渉を行うものとする。

- (2) 契約手続きは、米沢市契約規則(昭和53年米沢市規則第5号)の規定によるものとし、この契約の手続きの完了までは、本院との契約関係が生じるものではない。

14 参加辞退

参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退届(様式16)を事務局に提出すること。

なお、参加事業者が辞退することは自由であり、辞退しても以後における不利益は被らない。

15 事務局

本事業に関する事務局及び問い合わせ先は、次のとおりとする。

住 所	〒992-8502 山形県米沢市相生町6番36号
名 称	米沢市立病院
担 当	患者サポートセンター 高橋
電 話	0238-22-2450 (内線2122)
F A X	0238-22-2876
電子メール	bsoumu-ka@city.yonezawa.yamagata.jp

16 実施要領等の配布

- (1) 実施要領、様式等の配布
米沢市立病院公式ホームページに掲載するので必要に応じてダウンロードすること。
URL : <https://yonezawa-city-hospital.jp>
- (2) 説明会
説明会は実施しない。

17 スケジュール（予定）

内 容	期 日 等
公募開始（公告）	令和7年3月25日（火）
質問書の提出期限	令和7年4月 1日（火）
質問の回答	令和7年4月 4日（金）
参加表明書の提出期限	令和7年4月 9日（水）
企画提案書等の提出期限	令和7年4月18日（金）
企画提案プレゼンテーション審査	令和7年4月24日（木） 予定
選定結果の通知	令和7年5月上旬 予定
契約締結	令和7年5月中旬 予定

別表 評価基準

No	評価項目		評価の視点	配点
1	事業遂行能力	導入実績	導入実績（実績数、規模等）をどの程度有しているか。200床以上の公立病院又は公的医療機関の導入実績を上位評価とする。	5
		担当者の能力	本事業を遂行するのに十分な経験や能力を有する事業責任者及び担当従事者を配置しているか。本事業を円滑に実施できる組織体制を有しているか。	5
2	企画提案能力	企画力・専門技術力	本事業に関するスケジュール・作業手順が適切かつ現実的か。導入するシステムの機能が有効に発揮されるよう仕様書に定める事業内容に対して適切な提案が行われているか。企画提案書は分かりやすく説得力があるか。	40
		調整能力	企画提案を実現させるための調整支援能力があるか。調整能力に関して仕様書に定める事業の内容に対して適切な提案が行われているか。	10
3	見積額		見積書の導入費用及び月額利用料は企画提案書等の内容に対して適正な見積額か。有料のオプション機能や減額の内容についても、評価対象とし、よりよい提案を評価する。	40
合計点数				100